

一般社団法人 日本鑄造協会 中国四国支部規約

(総則)

第1条 本支部は、一般社団法人日本鑄造協会（以下、本部という）支部規程第2条に基づいて設置し、組織及び運営についてはこの規約による。

(名称)

第2条 本支部は、一般社団法人日本鑄造協会 中国四国支部(以下、支部という)という。

(地域)

第3条 支部に属する地域は、中国5県（鳥取、島根、岡山、広島、山口）と四国4県（徳島、香川、愛媛、高知）(以下、地域という)とする。

(目的及び事業)

第4条 支部は、本部が地域で計画する又は要望する各種事業の企画実行を図るとともに、地域の鑄造業の振興育成及び正会員増を目的として下記の事業を行う。

(1) 地域の会員の相互交流・親睦・教育研修に資する事業。

(2) 日本鑄造工学会中国四国支部と連携・支援し、地域の鑄造技術・技能向上を図る事業。

(3) 本部が実施する鑄造カレッジ他各種鑄造関連教育事業を支援し、広く人材の育成を図る事業。

(4) 中国経済産業局・県・市町村と連携し、地域鑄造業の育成を図る事業。

(5) その他、地域の鑄造業振興に資する各種事業を行う。

2 支部は本部の下部組織として本部の指導と助言に従う。本部は支部の運営を指導支援する。

(会員)

第5条 支部の正会員は、地域の本部会員（法人正会員、団体正会員、賛助会員）とする。

2 支部準会員は、鑄物産業に係わる地域の企業（鑄造、木型、金型、中子製造企業および鑄造資材、鑄造関連設備取扱業者など）で支部役員会が推薦し、本部理事会の承認を得た者とする。

3 支部顧問は、学識経験者、本部役員経験者、ユーザー、大学関係者等とする。

4 一般社団法人としての公益事業の範囲で、会員以外でも支部主催・共催事業に費用負担した場合には、参加を認めることがある。

(役員及び職務)

第6条 支部には、次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 若干名

(3) 支部理事 30 名以内

(4) 支部顧問 若干名

2 支部長は支部を代表し、支部会務を統括する。なお、支部長は本部の理事又は協会役員

であること。

3 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときは職務を代行する。

4 支部理事は支部役員会において支部会務の執行に関し審議議決するほか、この規約及び支部役員会の定めるところにより、その職務を行うものとする。

5 支部理事のうち若干名を会計幹事とする。会計幹事は支部の会計を執務する。

6 支部の運営の効率化を図るため支部理事の若干名を担当幹事とする。

7 支部顧問は支部の運営について諮問にこたえる

8 支部理事のうち 2 名を会計監査とする。会計監査は支部の会計を監査する。

(役員 の 選 出)

第 7 条 役員 の 選 出 は 次 の と お り と す る 。

(1) 支部長は原則支部役員会により理事・本部協会役員の中から候補者を選出し、本部

理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(2) 副支部長は支部役員会により支部理事から候補者を選出し、支部長が委嘱する。

(3) 支部理事は前年度の支部役員会により候補者を選出し、支部総会の決議によって選任

し、支部長が委嘱する。

(4) 会計幹事、担当幹事、会計監査は支部理事の中から支部長が委嘱する。

(5) 支部顧問は支部長が支部役員会に諮り委嘱する。

(任 期)

第 8 条 支部の役員 の 任 期 は 2 年 と し、再任を妨げない。

2 補欠のため選任された役員 の 任 期 は 前 任 者 の 任 期 と し、増員のため選任された役員 の

任 期 は 現 任 者 の 残 任 期 間 と す る 。

3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

(会 議)

第 9 条 支部の会議は支部総会、支部役員会および担当幹事会とする。

第 10 条 支部長は毎年事業年度終了後 1 ヶ月以内に支部総会を招集し、会計報告、事業報告、その他諸般の報告及び議決を行う。このほか必要ある場合は臨時に開催することができる。

第 11 条 支部総会の議決は支部正会員の過半数が出席し、出席した支部正会員の過半数を持って行う。可否同数のときは議長が、裁決する。

2 総会に出席することができない支部正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって決議し、又は代理人に議決を委任することができる。

第 12 条 支部役員会は支部長、副支部長及び支部理事をもって構成し、支部業務の運営につき協議する。必要により支部顧問を加えることができる。

第 13 条 担当幹事会は事前協議により支部業務の運営の効率化を図る。

(会計)

第 14 条 支部の経費は次のとおりとする。

(1) 支部の経費は本部の地方支部交付金支出をもって、これに当てる。

(2) 支部の経費の一部に寄付金その他の収入をもって充てることが出来る。

第 15 条 支部の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 16 条 支部長は毎事業年度末に支部の事業報告及び収支決算書を本部理事会へ提出の上、承認を得なければならない。

(事務局)

第 17 条 支部の事務を処理するため、事務局を設け、事務職員を置くことができる。

2 事務局は原則として支部長の所属する会員企業或いは団体正会員内に置く。

(規約の変更)

第 18 条 本規約の変更は本部理事会の承認を受けなければならない。

(報告・連絡・通知)

第 19 条 総会資料・報告資料・会議開催の通知等は、事務コスト削減のために原則として電磁的方法を正とし、やむを得ない場合に限り印刷書面を発行できる。

付則

1. この規約は平成 24 年 1 月 17 日より実施する。

2. 当規約に規定のない事項に関しては、本部定款並びに諸規程の定めるところによる。

3. この規約は平成 26 年 1 月 18 日より実施する。

4. 平成 27 年 4 月 13 日、中国四国支部改定実施